

平成 24 年 2 月 23 日  
内閣府 高齢社会対策担当

平成 24 年度に実施する高齢社会対策推進のための施策について

**(1) 高齢社会白書**

高齢社会対策基本法（平成 7 年法律 129 号）に基づき、毎年、高齢化の状況や高齢社会対策の実施状況を報告するため、高齢社会白書を発行。

**(2) エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介（参考 1）**

高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送ること（以下「エイジレス・ライフ」という。）を推進するため、都道府県等の推薦（2 月～3 月）に基づき選考を行い、様々な地域活動等の実践者・団体をホームページ等で紹介。

**(3) 高齢社会フォーラム**

心豊かな高齢社会の構築に寄与することを目的に、毎年、東京と地方都市で高齢社会フォーラムを開催。全国各地で社会的活動や高齢社会対策に取り組む者が一堂に会し、情報交換するとともに、分科会において多様な課題について議論を行っている。平成 24 年度は、7 月中旬に東京、10 月～11 月に地方都市で開催する予定。

**(4) 高齢者に関する意識調査等**

高齢社会対策大綱における施策分野に沿った高齢者の意識調査及び政策研究調査を実施しており、平成 23 年度については、「高齢者の経済生活に関する意識調査」及び「高齢者の居場所と出番に関する事例調査」を実施。24 年度は「高齢者の健康生活に関する意識調査」及び「団塊の世代」に焦点をあてた意識調査を実施予定。

内閣府 高齢社会対策担当ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/kourei/>